

平成21年9月定例県議会付議案

議案第 1号 平成21年度鳥取県一般会計補正予算

議案第 2号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

議案第 3号 同 鳥取県県営林事業特別会計補正予算

議案第 4号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算

議案第 5号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

議案第 6号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 7号 鳥取県情報公開条例の一部改正について（県民室）

社会経済活動や行政施策の広域化、情報化の進展等により県政に関する情報を必要とする者が県民等（県内に居住、勤務、通学等をする者）に限定されなくなっていること等にかんがみ、県民等以外のもも開示請求ができることとし、開かれた県政のより一層の推進を図ろうとするものである。

[公布施行]

議案第 8号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課）

鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金の活用により、介護施設の開設準備に対する支援に係る事業を実施することとなったことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置目的に介護施設の開設準備に対する支援に関することを加える。

[公布施行]

議案第 9号 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正について（自治振興課）

住民の利便性の向上及び行政事務の合理化を図るため、県が住民から住民票の写しの提出を受けている事務又は県が市町村から住民票の写しを取得している事務について、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）による本人確認情報の利用対象を拡大することに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

①知事が住基ネットによる本人確認情報を利用できる事務として、新たに13項目を追加する。

現行 <9項目> 鳥取県心身障害者扶養共済制度への加入承認事務、栄養士免許の交付事務等

↓

改正後 <22項目>上記9項目に、不動産取得税の課税の特例に関する事務、用地取得に関する事務等、新たに13項目を追加

②本人確認情報を提供することができる知事以外の県の執行機関として、監査委員を定め、監査委員の所掌する住民監査請求に関する事務を本人確認情報を利用できる事務として定める。

[公布施行]

議案第10号 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について（循環型社会推進課）

湯梨浜町及び琴浦町が、本条例に相当する条例（環境美化を目的とし、空き缶等をみだりに投棄することを禁止する条例）を制定し、環境美化の促進に取り組むことにかんがみ、湯梨浜町及び琴浦町の区域について本条例の規定を適用しないこととするものである。

[平成21年11月1日施行]

議案第11号 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正について（循環型社会推進課）

小型焼却施設の設置に係る事業者と住民間の紛争を予防するため、当該施設について本条例の規定を適用すること等、所要の改正を行うものである。

（概要）

①条例手続を適用する施設に「特定小型焼却施設」を追加する。

※「特定小型焼却施設」・・・廃棄物焼却炉（廃棄物処理施設又は事業者が廃棄物を排出した事務所で自ら処理するために設置する施設を除く。）であって、火床面積が0.5平方メートル以上、又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上のもの

②特定小型焼却施設についてダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置届出又は構造等変更届出を行う前に、条例手続を行わなければならないこととする。

③設置済みの廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類を変更するときは、条例手続を適用することとする。

[平成22年1月1日施行]

議案第12号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について（会計指導課、医療政策課）

県内の医師の確保及び医療水準の向上を図るため、臨時特例医師確保対策奨学金及び医師海外留学資金貸付金を新設することに伴い、当該貸付金の返還に係る債務の免除について規定するとともに、所要の改正を行う。

（概要）

①臨時特例医師確保対策奨学金

（免除の条件）

- ・鳥取大学、岡山大学又は山口大学に臨時特例的に設けられる入学枠により入学した者が、大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院で臨床研修を受け、当該研修を修了した日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。
- ・業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。

②医師海外留学資金貸付金

（免除の条件）

- ・留学における研修終了後3ヶ月以内に知事が指定する病院において常勤医師としての勤務を開始し、勤務開始日から起算して貸付金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間以上当該病院において常勤医師としての業務に従事し、かつ、勤務開始日から起算して1年以内に留学における研修で得た成果を伝達する講習会を県内において開催したとき。
- ・業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。

[公布施行]

議案第13号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（会計指導課）

受益と負担の公平確保を図るため、新たに行うこととなる動物用医薬品の販売に従事する者の試験等の事務について、手数料を徴収する等所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

設 定

区 分	単 位	金 額
動物用医薬品の販売に従事する者の試験及び登録等		
動物用医薬品登録販売者試験の実施	1件につき	14,000円
動物用医薬品販売従事の登録	1件につき	7,100円
動物用医薬品登録販売者試験の合格証明書の交付	1件につき	650円
動物用医薬品販売従事登録証の書換え交付	1件につき	2,000円
動物用医薬品販売従事登録証の再交付	1件につき	2,900円
汚染土壌処理業の許可等		
汚染土壌処理業の許可	1件につき	220,000円
汚染土壌処理業の許可の更新	1件につき	160,000円
汚染土壌処理業の変更の許可	1件につき	160,000円

[公布施行ほか]

議案第14号 鳥取県警察手数料条例の一部改正について（警察本部会計課）

受益と負担の公平確保を図るため、新たに行うこととなる銃砲刀剣類の所持許可に係る認知機能検査等の事務について、手数料を徴収するとともに、既存の手数料の額を見直すものである。

（手数料の概要）

設 定

区 分	単 位	金 額
銃砲刀剣類の所持許可又は更新等		
認知機能検査の実施	1件につき	650円
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	1件につき	12,300円
年少射撃資格の認定	1件につき	9,600円
同時に複数の年少射撃資格の認定を受けようとする場合の2件目以後の認定	1件につき	5,900円
年少射撃資格認定証の書換え又は再交付	年少射撃資格認定証の書換えに係るもの	1件につき 1,800円
	年少射撃資格認定証の再交付に係るもの	1件につき 1,900円
年少射撃資格の認定のための講習会の実施	1件につき	9,700円

引上げ

区 分	単 位	金 額		
		現 行	改正後	
銃砲刀剣類の所持許可又は更新等				
銃砲又は刀剣類の所持の許可	現に許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者に対するもの	1 件につき	5,400 円	6,800 円
	同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合の 2 件目以後の許可	1 件につき	3,100 円	4,300 円
	上記に掲げるもの以外のもの	1 件につき	9,000 円	10,500 円
	同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の 2 件目以後の許可	1 件につき	5,300 円	6,700 円
技能検定の実施		1 件につき	21,000 円	22,000 円
猟銃又は空気銃の所持の許可の更新	新たな許可証の交付を伴うもの	1 件につき	5,800 円	7,200 円
	同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の 2 件目以後の更新及び同時に猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合の更新	1 件につき	3,500 円	4,800 円
	新たな許可証の交付を伴わないもの	1 件につき	5,400 円	6,800 円
	同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の 2 件目以後の更新及び同時に猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合の更新	1 件につき	3,100 円	4,400 円
射撃教習を受ける資格の認定		1 件につき	7,900 円	8,900 円
射撃練習を行う資格の認定		1 件につき	7,900 円	8,900 円

[平成 21 年 12 月 4 日施行]

議案第 15 号 損害賠償請求に係る反訴の提起について (道路企画課)

反訴の相手方：米子市 個人

反訴の要旨：平成 21 年 2 月 17 日に反訴の相手方が県に対して虚偽の事実に基づく不当な損害賠償請求訴訟を提起したことにより、県は応訴を余儀なくされたため、反訴の相手方に対し、次の支払を求める。併せて、(1)及び(2)の仮執行の宣言を求める。

(1) 応訴に要した経費 525,000 円

(2) 反訴状送達の日から完済まで年 5 分の割合による金員の支払

(3) 訴訟費用

反訴の方針：第 1 審判決の結果、必要があるときは上訴する。

議案第16号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（治山砂防課）

和解の相手方：甲 八頭町 個人
乙 八頭町 個人

和解の要旨：県は、未払いの土地使用料相当額及びこれに係る遅延利息相当額の損害賠償金として16,897円を甲に、4,933円を乙に支払う。

概要：県が、平成15～18年度花原地区急傾斜地崩壊防止工事の工事用道路として甲及び乙から借受し、盛土して使用していた土地について原状回復措置を怠っており、契約期間満了後から原状回復措置を行うまでの間の土地使用料相当額及びこれに係る遅延利息相当額を支払うものである。

議案第17号 県道の路線の認定（大山スマートインター線）について（道路企画課）

大山スマートインター線（起点：伯耆町吉長、終点：伯耆町岸本）を認定するものである。

議案第18号 県道の路線の廃止（伯耆溝口停車場線）について（道路企画課）

伯耆町へ管理移管することとなったため、伯耆溝口停車場線（起点：伯耆溝口停車場、終点：伯耆町溝口）を廃止するものである。

議案第19号 県道の路線の廃止（岸本停車場線）について（道路企画課）

伯耆町へ管理移管することとなったため、岸本停車場線（起点：岸本停車場、終点：伯耆町大殿）を廃止するものである。

議案第20号 県道の路線の変更（郡家国府線）について（道路企画課）

次のとおり、県道の路線を変更する。

路線名	現 行	変 更 後	変 更 理 由
郡家国府線	起点：八頭町堀越 終点：鳥取市国府町中河原	起点：八頭町堀越 終点：鳥取市国府町新井	殿ダム建設工事による主要地方道鳥取国府岩美線の付替に伴うもの

議案第21号 平成20年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）

議案第22号 平成20年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）

報 告 事 項

報告第 1号 平成20年度鳥取県営工業用水道事業会計継続費精算報告書について（企業局経営企画課）

事業名	年度	精算額（円）
鳥取地区工業用水道配水管増設事業	19～20年度	7,491,750

報告第 2号 平成20年度鳥取県営病院事業会計継続費精算報告書について（病院局総務課）

事業名	年度	精算額（円）
厚生病院本館等改築整備事業	17～20年度	5,481,940,800
中央病院本館耐震性向上検討事業	19～20年度	15,486,000

報告第 3号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成21年6月30日専決）（住宅政策課）

和解の相手方：湯梨浜町個人法定代理人（親権者） 湯梨浜町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 27,615 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 21 年 4 月 18 日、和解の相手方の被法定代理人が、県営住宅泊港団地の児童遊園に設置されている遊具で遊戯中、遊具の頂部に取り付けられた鉄製金具が破損したため遊具下部の砂場に落下し、同人が負傷したものである。

（2）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成21年7月3日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

（3）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成21年7月3日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

（4）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成21年7月3日専決）

（人権教育課）

和解の相手方：北栄町 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 441,900 円について、平成 21 年 8 月から全額返還するまで毎月 10,000 円ずつ県に支払うこと。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成21年7月21日専決)

(警察本部会計課)

和解の相手方：伯耆町個人相続人 伯耆町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 16,859 円 (県過失 1 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 19 年 5 月 26 日、警察本部交通部交通機動隊の職員が、公務のため小型特種二輪車 (白バイ) を運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方の被相続人所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成21年7月28日専決)

(子育て支援総室)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 41,632 円 (県過失 5 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 20 年 10 月 16 日、保育専門学院の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、対向車線沿道の空地に入るため右折しようとした際、後方から追い越そうとした和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成21年7月31日専決)

(警察本部会計課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 18,596 円 (県過失 1 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 20 年 9 月 19 日、警察本部交通部交通機動隊の職員が、公務のため小型特種二輪車 (白バイ) を運転中、前方の車両を追い越そうと右側に進路変更した際、直前を走行し同様に前方の車両を追い越そうと右側に進路変更した和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成21年8月3日専決) (空港港湾課)

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 33,947 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 21 年 5 月 15 日、県が鳥取空港駐車場内に設置している空港利用者に対する注意看板が、強風により倒れ、和解の相手方所有の普通乗用自動車に接触し、同車両を破損させたものである。

(9) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成21年8月7日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 1,540,589 円について、平成 21 年 10 月から全額返還するまで毎月 52,501 円ずつ県に支払うこと。

(10) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について (平成21年8月11日専決) (会計指導課、医療政策課)

歯科技工士法の一部改正に伴い、条例中引用している用語の改正を行うものである。

[平成 21 年 9 月 1 日施行]

(11) 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について（平成21年8月25日専決）（障害福祉課）

健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例中引用している同施行令の条項の改正を行うものである。
[公布施行]

(12) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について（平成21年8月25日専決）

（住宅政策課）

相手方：県営住宅相生町団地ほか10団地 入居者12名 保証人2名 連帯保証人15名
訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成21年8月25日専決）

（企業局経営企画課）

和解の相手方：甲 若桜町 個人
乙 若桜町 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金496,964円を甲に、人身損害に対する損害賠償金129,302円を乙に支払う。（県過失10割）

事故の概要：平成21年2月19日、企業局東部事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、信号待ちで停止していた乙が運転する甲所有の軽貨物自動車に追突し、同車両が破損するとともに乙が負傷したものである。

報告第 4号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について

（産業振興総室）

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成20年度における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第 5号 法人の経営状況について

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター及び財団法人鳥取県畜産振興協会

報告第 6号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター及び財団法人鳥取県畜産振興協会

報告第 7号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 33件 変更 1件